|  |
| --- |
| 自動車臨時運行許可申請書 |
| APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE 　　　 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課　長 | 副課長 | 係　長 | 担　当 | 確　認 | 受　付 |
|  |  |  |  |  |  |

 |
|  |  | ※注 ： 裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して下さい。 |
| 車名Maker of the vehicle |  |  |
| 形状Type of Body | １　箱形（Box-shaped）　　　　　　　２　ステーションワゴン（Station Wagon）３　バン（Van）　　　　　　　　　　　 ４　キャブオーバー（Cab-over）５　オートバイ（motorcycle）　　　　６　その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |  |

|  |
| --- |
| 手数料 |
| ７５０円 |
| □本人確認欄 |

【申請に必要な書類】1. 自動車検査証・登録識別情報等通知書など（写し可）
2. 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書
3. 窓口に来る人の身分証明書（運転免許証など）
 |
| 車台番号Serial No. |  | 自動車損害賠償責任保険　Car Insurance |
| 運行の目的Purpose | １　車検のための回送(Inspection)　　　２　登録のための回送(Registration)３　封印取付け(Seal)のための回送４　その他（Ｏｔｈｅｒ）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 保険会社名Name of Co. |  |
| 証明書番号Voucher No. |  |
| 運行の経路Route | 出発地（From）　　経由地（Via）　　到着地（To）※発着主要経路の地点名を記入してください。１　小田原市　～　平塚市　　　　　２　小田原市　～　愛川町３　（　　　　　　　　　　　　　 ～　　　　　　　　　　　　　 ～　　　　　　　　　　　　　 ） | 保険期間InsuranncePeriod | 自(From)　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 至(To) 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 備　　　考 |  |
| 運行の期間Service period | 自(From)　　　　　　年　　　　　月　　　　　日　　～至(To) 　　　　　　年　　　　　月　　　　　日　　　　　　　　（　　　　日間） |
| ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 |
| （通常、整備のための回送は１日間、車検・登録のための回送は、１～２日間です。) |
|  | 裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。 |  | 令和　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |  |  |
| 小田原市長　様 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 申請人 | 住所Applicant's Address |  |  | 番号標番号  | 　　　　　　　― | 枚数　　１ ・ ２　 |
|  |
| 氏名または名称Name※法人の場合は代表者名も記入してください |  |  | 許可番号  | №  |
| （代表者） |  | 許可年月日 | 令和 　　　年 　　　月 　　　日 |
|  |  |
| 電話(Tel)　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　）　 |  | 有効期間 | 令和 　　　年 　　　月 　　　日～　　令和 　　　年 　　　月 　　　日 |
| 業 種Type of industry | １　販売業(Sales)　　　２　整備業(Maintenance Services)３　個人(Personal) |  |
|  | 返納月日  | 令和 　　　年 　　　月 　　　日 |
| 番号標受領者氏名・住所Recipient nameApplicant's Address | ※申請人と異なる場合のみ記入電話(Tel)　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　）　 |  | 備 考  |  |
|  | 返納期限　　　　　　令和 　　　年 　　　月 　　　日まで |

|  |
| --- |
| ◎　注意事項　１　不正に許可を受けた場合は、１年以下の懲役もしくは５０万円以下の罰金、またはこれが併科されます。　　　（道路運送車両法第１０７条）　２　許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から５日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、　　　番号標を返納しないときは、６か月以下の懲役または３０万円以下の罰金が科せられます。　　　（道路運送車両法第１０８条）　３　許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。　４　上記１～３に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。◎　臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。　１　自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。　２　自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む）。　３　申請人又は来庁者の住所が確認できるもの。　　　　自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど。◎　申請書記載方法　１　車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入して下さい。　２　形状は、該当番号に○印をつけて下さい。「６　その他」の場合は、（　）内に自動車検査証上の車体の形状を記入　　　して下さい。　３　車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。　４　運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけて下さい。「４　その他」の場合は、（　）内に具体的に記入して下さい。　５　運行の経路は、該当番号に一つだけ○印をつけて下さい。「３　その他」の場合は、（　）内に運行目的達成のための　　　発着主要経路の地点名を記入して下さい。　　　（例　千代田区霞ヶ関～◯◯市～◯◯高速～◯◯市◯◯区）　　　したがって、都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地　　　を巡回する場合等は許可できません。　６　許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入（申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入）して下さい。 |
|
|